

『漢書』百官公卿表訳注稿 (六)

『漢書』百官公卿表研究会

大川俊隆 門田 明 村元健一 吉村昌之 米田健志

一七、太子太傅・少傅

原文

太子太傅(1)・少傅(2)、古官(3)。屬官有太子門大夫(4)・〔中〕庶子・〔庶子〕(5)・先馬(6)・舍人(7)。

訓読

太子太傅(1)・少傅(2)は、古官なり(3)。屬官に太子門大夫(4)・中庶子・庶子(5)・先馬(6)・舍人有り(7)。

現代語訳

太子太傅(1)・太子少傅(2)は、上古の官である(3)。屬官に太子門大夫(4)・太子中庶子・太子庶子(5)・太子先馬(6)・太子舍人がある(7)。

注釈

(1)補注 錢大昭がいう。『漢旧儀』に「皇太子は黄金印、龜紐、印文には章という。以下二百石に至るまでいずれも通官印とする。太傅は一人、官秩は真二千石。師の如く礼遇する。新は改名して太子師とした」とある(以上、『漢書弁疑』卷九)。

王先謙がいう。太子太傅の例は、食貨志・卜式伝・疏広伝・韋玄成伝・魏相伝・丙吉伝・蕭望之伝・張禹伝・周亜夫伝・叔孫通伝・衛綰伝・夏侯勝伝・師丹伝・石奮伝・儒林伝・循吏伝・外戚伝に見える。後漢は前漢に因った。百官志四に「職は太子を輔導することを掌る。師の如く礼遇し、屬官はない」とある。杜佑『通典』卷三〇・職官一二は「漢魏の故事として、太子は二傅(太子太傅・太子少傅)に対して弟子の礼をとる。どちらに対しても文書を発給する際には、令とはいわない。太子に対して少傅は臣と称するが、太傅は臣と称さない」という。

【考証】前漢の官印制度は秦朝の制度を踏襲したが、変遷がある。大きく変化したのは武帝元狩年間（前一一二—前一一七）で、通官印と半通印とが明確に区別された。通官印とは、『漢旧儀』にあるように官秩二百石以上の官職印で、大きさは漢制の一寸（約二・三センチ）の正方形である。半通印は半章ともいわれ、大きさが通官印の半分で長方形である。半通印は、秦朝では官位の上下に関係なくつくられたが、漢朝では下級官員の印か官衛印、また郷里の官印であった。武帝の時に、官職印は正方形の通官印、官衛印は長方形の半通印に区別された〔片岡一忠 二〇〇八〕、『葉其峰 一九九七〕。

皇帝が命令を発する際に「制」「詔」と称したように、皇太子および諸侯王の文書では「令」と称したが、師である太子太傅・少傅に対しては、皇太子は弟子としての礼儀上、命令を意味する「令」を用いなかったのである。

故事とは、皇帝の詔や律令から旧例や慣習までも含む、政治・儀礼などを行う上での指針となる「先例」「前例」「しきたり」のことである〔邢義田 一九八七〕。

(2) 【補注】王先謙がいう。太子少傅の例は、夏侯勝伝・匡衡伝・朱雲伝・疏広伝・馮野王伝・儒林伝・外戚伝に見える。後漢は前漢に因った。百官志四に「太傅と同じく少傅もまた太子の輔導を職とし、ことごとく太子の官属を掌る」とある。

(3) 【補注】周壽昌がいう。『礼記』文王世子に「太傅は前に在り、少傅は後に在り」とある。『後漢書』卷四八・楊終伝に「礼制として、君主の子が八歳になれば、そのために少傅を置き、これに読み書き計算を教え、その知力を開く。十五歳になれば太傅を置き、これに經典を教え、その志を導く」とある。胡三省〔資治通鑑〕卷一一・漢紀四・高祖一年の注）は「いにしえ、世継ぎには三師・三少が付けられたが、漢に至って太傅・少傅だけになった」という（以上、『漢書注校補』卷一一）。

【考証】三師・三少とは、太子太師・太子太傅・太子太保および太子少師・太子少傅・太子少保のことである。これら六つの官職については『大戴礼記』保傅に太子の輔導役として見えている。しかし、ここでは少師以下は三少と称され、太師以下は「三公」とされる。太師以下を三師と総称するようになるのは北魏時代からである（『通典』卷二〇・職官二）。

(4) 【注】応劭がいう。定員は五人、官秩は六百石。

【補注】王先謙がいう。太子門大夫の例は、鼂錯伝・金日磾伝・儒林伝・王莽伝に見える。後漢は前漢に因った。百官志四に「職は中郎将と同類である」とある。劉昭の注に引く『漢官』には「門大夫は、二人。四府の掾属より選抜する」とあり、応劭注と少し異なっている。

【考証】補注の『漢官』にみえる四府とは、太尉府・司徒府・

司空府に大将軍府か太傅府を加えたものである。『後漢書』卷六・質帝紀の注に「四府掾属とは、大将軍府掾属二十九人、太尉府掾属二十四人、司徒府三十一人、司空府二十九人をいう」とある。また、『後漢書』卷五八・虞詡伝の注には「四府とは、太傅・太尉・司徒・司空の府をいう」とある。

(5) [注] 応劭がいう。定員は五人、官秩は六百石。

[補注] 銭大昭がいう。卷七九・馮野王伝に「太子中庶子となつた」とあり、卷八二・王商伝も同じである。また考えるに『漢旧儀』には「中庶子は五人、職は侍中と同類で、官秩は六百石。庶子、官秩は比四百石。職は中郎と同類で、定員はない。新では中翼子と改名した」とある。これによれば中庶子と庶子は別官である。応劭が注をつけた箇所はすなわち中庶子なのである。百官表本文の「庶子」の上には「中」の字が、庶子の下には「庶子」の二字が脱落している（以上、『漢書弁疑』卷九）。

王先謙がいう。史丹伝・儒林伝・王莽伝にもまた中庶子があり、銭大昭の説は正しい。太子庶子の例は、蓋寛饒伝・蕭育伝・傅喜伝に見える。百官志四によれば、後漢では庶子・中庶子の二官がある。

(6) [注] 張晏がいう。太子先馬は、定員は一六人、官秩は謁者に準じる。

如淳がいう。前驅（先導役）のことである。『国語』

越語上に「句踐がみずから夫差の先馬となつた」とある。「先」は「洗」に作ることもある。

[補注] 王先謙がいう。官本考証に「注の駆は軀に誤る。いま改正する」とある。卷五〇・汲黯伝は「洗馬」に作る。後漢は前漢に因つた。百官志四には「比六百石」とあり、注に引く『漢官』には「郎中より選抜して補任する」とある。

[考証] 『国語』越語上では「先馬」ではなく「前馬」に作る。ただし『日知録』卷二四・洗馬では、『韓非子』喻老、『淮南子』道応訓などに見える越王句踐の事蹟を引用して、前馬＝先馬＝洗馬であるとする。

(7) [補注] 王先謙がいう。太子舎人は、秦官である。『史記』卷六・秦始皇本紀に見える。また鼂錯伝・鄭當時伝・公孫賀伝・辰太子伝・雋不疑伝・周仁伝・佞幸伝・外戚伝に見える。後漢は前漢に因つた。百官志四には「官秩は二百石、定員無し。三署の郎中のように交代で宿衛にあたる」とある。これ以外の属官には、率更令一人、家令一人、倉令一人、食官令一人、僕一人、厩長一人、中盾一人、衛率一人がある。また百官志四には「前漢では、左・右戸将があり、それぞれ左・右戸直郎をつかさどつた」とあるが、後漢では廢した。

[考証] 王先謙が引く『史記』卷六・秦始皇本紀に見えるのは、文信侯・長信侯の舎人の例であり、太子舎人の例

ではない。

また、補注の「交代で宿衛にあたる」の原文は「更置舎衛」であるが、百官志四の原文は「更直宿衛」である。舎人については、卷一上・高帝紀上の師古注に「舎人とは、身辺に親しく仕えるものの通称であり、後には私属の官号となった」とある。

一八、将作少府

原文

将作少府、秦官。掌治宮室（1）。有兩丞、左・右・中候（2）。景帝中六年、更名将作大匠（3）。屬官有石庫、東園主章、左・右・前・後・中校七令・丞（4）。又主章長・丞（5）。武帝太初元年、更名東園主章爲木工。成帝陽朔三年、省中候及左・右・前・後・中校五丞（6）。

訓読

将作少府は秦官なり。宮室を治むるを掌る（1）。兩丞、左・右・中候有り（2）。景帝中六年、更めて将作大匠と名づく（3）。属官に石庫、東園主章、左・右・前・後・中校の七令・丞有り（4）。又主章長・丞あり（5）。武帝太初元年、東園主章を更名して木工と爲す。成帝陽朔三年、中候及び左・右・前・後・中校の五丞を省く（6）。

現代語訳

将作少府は、秦官である。宮殿の造営を掌る（1）。二丞と左候・右候・中候がある（2）。

景帝中六年（前一四四）、将作大匠と改名した（3）。

属官には、石庫・東園主章・左校・右校・前校・後校・中校の七令・丞がある（4）。また、主章長・丞がある（5）。武帝太初元年（前一〇四）、東園主章を改名して木工とした。成帝陽朔三年（前二二）、中候と左校・右校・前校・後校・中校の五丞とを廃した（6）。

注釈

〔1〕補注 王先謙がいう。『周礼』冬官の匠人の職のことであろう。卷一六・高惠高后文功臣表に「梧斉侯陽城延は、軍匠として高祖にしたがい起ち、後に少府となった」とある。この少府とは将作少府のことであり、つまりは秦官を踏襲したものである。

〔考証〕『周礼』考工記の匠人は「建国」「営国」「為溝洫」を職掌としており、都城の造営や溝の掘削を掌っていた。王先謙が引用している陽城延は、同表によれば少府となった後「長楽、未央宮を造営し、長安城を築いた」とあり、『史記』卷一九・惠景間侯者年表にも同様の記載があつて、陽城延が宮殿および都城の造営を掌っていたことは間違いない。しかし、陽城延の就いた「少府」が「将

作少府」であったと即断できない。百官表下には高祖五年から二一年にわたって陽城延が「少府」であったことが記されていることから、「少府」として宮殿および長安城造営を掌った可能性も残る。

『漢旧儀』に、「天子が即位すると、明年、将作大匠が陵地を造営する」とあり、将作大匠が陵墓の造営も掌っていたことがわかる。「陳直 一九七九」には、中国科学院考古研究所が一九五七年七月に漢長安城で「将作少府」封泥を発掘したと記されているが、他の報告にこの封泥は見られない。

(2) **補注** 王先謙がいう。中候の例は、張蒼伝に見える。百官志四に、後漢は「丞一人、官秩は六百石」とだけある。

考証 上海博物館に前漢中期のものと思われる「大匠丞印」封泥が収蔵されている。「孫慰祖 一九九三」。「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、百官表に両丞があるとされながら、見つかる封泥には「大匠丞」とあるだけなので、両丞の存在に疑義を呈している。しかし、漢代の他の丞の印文でも明確に丞を分けたものは少なく、これだけを根拠に百官表の記載を否定することはできない。

(3) **補注** 王先謙がいう。将作大匠の例は、溝洫志・翟義伝・陳湯伝・佞幸伝に見える。

考証 将作大匠への改称については、『史記』卷一一・孝景本紀にも、中六年に「将作少府を将作大匠とした」

とある。これについては、始皇帝陵園や咸陽などから「大匠」と押印された遺物が出土しており、秦始皇帝のときにはすでに将作大匠とよばれていたと考える説もある。「劉瑞 一九九八」。しかし「二年律令」秩律では、大匠は、官秩は六百石の官と見え、大匠が将作大匠の略称とは断定できない。

(4) **注** 如淳がいう。章とは大材のことをいう。もともと将作大匠の属官で資材を掌る吏を章曹掾と名づけていた。**顔師古**がいう。唐でいう木鍾とは、おそらくは章の音が変化したものであろう。東園主章は大材を管理し、東園大匠に供給する。

補注 王先謙がいう。右校丞の例は、辛慶忌伝に見える。百官志四には、後漢では左校令・右校令が各々一人おり、左右の工徒を掌った。官秩は六百石。丞は各一人とある。**考証** 属官については具体的な役割は記されず、また『史記』『漢書』にもほとんど記載がないことから、その名称より職務を推定するしかない。

石庫に関しては、「浜口重国 一九七二」は、石材の保管だけでなく、石材の整備、石工の統括までを行っていたと推測する。

東園主章については、顔師古のいう「今所謂木鍾者、蓋章聲之轉耳（唐でいう木鍾とは、おそらくは章の音が変化したものであろう）」とは、意味が判然とし

ない部分があるが、如淳、顔師古ともに木材を扱っていたと考え、顔師古は東園大匠に資材を供給していたという。東園大匠が何を指すのかも不明だが、「浜口重国 一九七二」は少府属官の東園匠とし、建築に用いる木材ではなく陵園関連のものを管轄したとする。なお、前漢前期のものとされる「東園主章」封泥がある「孫慰祖 一九九三」。

左校・右校・前校・後校・中校について、「浜口重国 一九七二」は、五校のうちいずれかが石材、木材以外の重要な建築資材である磚瓦に係わるものとし、『斉職儀』に、「漢の将作大匠の属官に前・後・中甄官令・丞各一人有り」とある記載から、前校・後校・中校がこれに相当すると指摘する。しかし、百官志四に記された校の職掌や、将作大匠が多数の刑徒を動員して大工事を行っていたことから考えるならば、刑徒を管理する職掌とする説「安作璋・熊鉄基 一九八四」が妥当であろう。校については、「左校令印」の印が南京市博物館に収蔵され、「左校丞印」「右校丞印」の封泥がある「孫慰祖 一九九三」。

(5) **注** 顔師古がいう。大木全般を取りあつかう。

考証 「浜口重国 一九七二」は、主章の職掌を東園主章管轄外の木材を管理するものとする。

(6) **補注** 王先謙がいう。卷九九下・王莽伝下に都匠仇延が

見える。その顔師古注には「都匠とは大匠のこと」とある。おそらく王莽が大匠を都匠と改称したのであろう。

一九、詹事

原文

詹事、秦官(1)。掌皇后・太子家。有丞(2)。属官有太子率更・家令・丞、僕・中盾・衛率・厨・殿長・丞(3)。又中長秋・私府・永巷・倉・殿・祠祀・食官令・長・丞(4)。諸宦官皆屬焉(5)。成帝鴻嘉三年、省詹事官、并屬大長秋(6)。長信詹事(7)、掌皇太后宮。景帝中六年、更名長信少府(8)、平帝元始四年、更名長樂少府(9)。

訓読

詹事は、秦官なり(1)。皇后・太子の家を掌る。丞有り(2)。属官に太子率更・家令・丞、僕・中盾・衛率・厨・殿の長・丞有り(3)。又中長秋・私府・永巷・倉・殿・祠祀・食官の令・長・丞あり(4)。諸そ宦官は皆な焉に属す(5)。成帝鴻嘉三年、詹事の官を省き、大長秋に并属せしむ(6)。長信詹事は(7)、皇太后宮を掌る。景帝中六年、改めて長信少府と名づけ(8)、平帝元始四年、改めて長樂少府と名づく(9)。

詹事は、秦官である(1)。皇后宮・皇太子家を掌る。丞がある(2)。

属官として太子率更令と太子家令・丞、僕・中盾・衛率・厨・既の長・丞がある(3)。また中長秋・私府・永巷・倉・既・祠祀・食官の令・長・丞がある(4)。およそ宦官はいずれも詹事に所属している(5)。

成帝鴻嘉三年(前一八)、詹事の官職を廃して、(属官を)大長秋に併属させた(6)。

長信詹事は(7)、皇太后宮を掌る。景帝中六年(前一四五)、長信少府と改名し(8)、平帝元始四年(後四)、長樂少府と改名した(9)。

(1) [注] 応劭がいう。詹とは省(みる)の意であり、給の意である。

臣瓚がいう。『茂陵書』に「詹事は、官秩は真二千石」とある。

[補注] 王先謙がいう。詹事の例は、鄭當時伝・竇嬰伝・韓安国伝・霍去病伝・孔光伝・馬宮伝・外戚伝に見える。

(2) [注] 顔師古がいう。皇后と皇太子はそれぞれ詹事を置き、その置かれた場所に從つて官職に名づけた。

[考証] 「二年律令」秩律には、長信詹事は、官秩は二千石と見える。また長信詹事丞・永巷詹事丞は、官秩はそ

れぞれ六百石と見える。この二丞の名称から顔師古のいう「その置かれた場所に從つて官職に名づけた」ということがわかる。

(3) [注] 張晏がいう。皇太子には「家」と称した。ゆえに「家令」というのである。

臣瓚がいう。『茂陵中書』に「太子家令は、官秩は八百石」とある。

応劭がいう。中盾は周衛・徹道を掌り、官秩は四百石である。

如淳がいう。『漢儀注』に「衛率は門の警護を掌り、官秩は千石」とある。

顔師古がいう。漏刻を治めることを掌るので、率更(時刻を管理する)というのである。ここまでが太子家の官である。更の音は工衡の反。

[補注] 錢大昭がいう。『漢旧儀』に「太子率更令は、官秩は千石。太子庶子・太子舍人が交替で宿直するのを掌る。新では中更と改名した。丞は一人、官秩は四百石、

「太子家令は、官秩は千石。倉・獄を掌る」、「太子僕は、官秩は千石。馬のことを掌る」、「中盾は、官秩は四百石。周衛・徹道を掌る」、「太子衛率は、官秩は比千石。丞は一人。門衛を掌る」とある(以上、『漢書弁疑』卷九)。

王先謙がいう。太子家令の例は、鼂錯伝・疏広伝に見える。率更令・家令・家丞、厨・既の長・丞の例は、王

莽伝に見える。中盾の例は、叙伝に見える。応劭注に「徹道」とあるのは、「徹循」の誤りである。「循」と「道」は篆書の字形が似ている。官本には注の末尾五字（「更音工衡反」）が無い。

【考証】 漢代の率更について顔師古は「漏刻を治めることを掌る」とする。しかし、前漢の率更の職掌を示す史料は少なく、時代は下るが、『宋書』卷四〇・百官志下には「率更令は一人。宮殿の門戸や賞罰のことを掌る。その職掌は光祿勳や衛尉のようなものである」とあり、まったく異なる役割を記す。率更が漏刻を掌るということは『隋書』卷二八・百官志下に隋の高祖の官制として「率更令は伎楽と漏刻を掌る」とあり、唐令にも「太子率更寺は漏を掌る」「仁井田陞 一九三三」とあることから、顔師古の注釈は唐代の率更令の職掌をふまえて行われた可能性がある。

「周衛」は、卷六二・司馬遷伝に「周衛の中に入出する」とあり、顔師古が「周衛とは宿衛の周密なことを言うのである」と注している。

王先謙が王莽伝に見えるところ「率更令・家令・家丞、厨・厩の長・丞」は、いずれも太子家ではなく安漢公家（王莽家）に置かれた官である。

「二年律令」秩律には、詹事既長が見えるが官秩は不明。

(4) **【補注】** 銭大昭がいう。『漢旧儀』に「食官令は、官秩は

六百石。丞は一人」とある（以上、『漢書弁疑』卷九）。王先謙がいう。百官志四によれば、後漢には中宮私府・中宮永巷の令・丞は各一人あった。

【考証】 ○私府 「二年律令」秩律には、官秩五百石の詹事私府長が見える。

○永巷 「二年律令」秩律には、長信永巷が見える。

○倉 「二年律令」秩律には、長信倉が見える。

○祠祀 「二年律令」秩律には、長信祠祀が見える。

(5) **【注】** 顔師古がいう。（中長秋から）ここまでがいずれも皇后宮の官職である。

(6) **【注】** 顔師古がいう。皇后の詹事を廃して、（その属官は）すべて大長秋に所属させた。

(7) **【補注】** 王先謙がいう。官本がここで改行しているのは誤りである。

(8) **【注】** 張晏がいう。太后の居住する宮をその官名とした。長信宮に居住すれば長信少府といい、長樂宮に居住すれば長樂少府というのである。

【補注】 王先謙がいう。長信少府の例は、薛広徳伝・平当伝・貢禹伝・韋賢伝・夏侯勝伝・蓋寛饒伝に見える。

【考証】 『史記』卷一一・孝景本紀に、景帝中六年四月に他の諸官職の改名と同時に、長信詹事を長信少府と改名したことが見える。

「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、太子における詹事は

皇帝における少府に相当するとする。

(9) **補注** 周寿昌がいう。卷一一・哀帝紀には、恭皇太后と恭太后に「それぞれ左右詹事が置かれた」とある。卷九七下・外戚伝下には、傅太后・丁后・成帝の母である太皇太后・成帝の趙后の「あわせて四人の太后には、それぞれ少府・太僕が置かれ、官秩はいずれも中二千石」とある(以上『漢書注校補』卷一一)。

王先謙がいう。長樂少府の例は、夏侯勝伝・外戚伝・王莽伝に見える。哀帝の時に、傅太后は永信宮に居住していたので永信少府があった。このことは卷八六・王嘉伝に見える。

考証 「王輝・程学華 一九九九」によれば、戦国秦・昭襄王二九年(前二八〇)の「二十九年壺」の銘文に大后詹事がみえる。

詹事の官が廃止されたのち、後嗣の無い成帝を継いで哀帝が傍系の定陶王から即位した時点では、王太皇太后(元帝皇后)と許皇太后(成帝皇后)の二人の太后が存在していた。しかし哀帝は定陶傅太后(哀帝祖母)と丁姫(哀帝生母)を尊重するために、皇太后・皇后の称号を贈り「左右詹事を置」いた。廃止された詹事の官を復活させたのは、王太皇太后・許皇太后に置かれた長信少府と同等とすることを憚ったためだと思われる。ただし翌年、傅・丁両后にはさらに皇太太后・帝太后の尊号を

贈り、王・許両后と待遇を等しくすべく、少府・太僕の官を置いたのである。

二〇、将行

原文

将行、秦官(1)。景帝中六年、更名大長秋(2)。或用中人、或用士人(3)。

訓読

将行は、秦官なり(1)。景帝中六年、改めて大長秋と名づく(2)。或いは中人を用い、或いは士人を用う(3)。

現代語訳

将行は、秦官である(1)。景帝中六年(前一四五)、大長秋と改名した(2)。中人(宦官)を任用することもあれば、士人を任用することもある(3)。

注釈

(1) **注** 応劭がいう。皇后の卿である。

補注 **王先謙**がいう。百官志四に「秦の将行を継承した。宦官である」とある。

考証 「二年律令」秩律には、詹事将行は、官秩は六百

石と見える。

(2) **注** 顔師古がいう。秋は実りを収穫する時であり、長は恒久の意味である。ゆえに皇后の官の名としたのである。

補注 王先謙がいう。大長秋の例は、外戚伝に見える。

考証 将行から大長秋への改名については、『史記』卷一一・孝景本紀・中六年六月に見える。

長秋という呼称の意については、顔師古説のほかに、「およそ万物の次序として、春に誕生して秋に成熟する。宮中の祥がそのようであることを願って、(皇后の官に)名づけたのである」、および「皇后は(陰陽で区分するならば)陰官であり、秋は陰の始まり(の季節)であるので、その字を用い、長字はその長久なることを願うのである」(いずれも『北堂書鈔』卷五四・設官部六・大長秋に引く章昭『弁釈名』)など、多様な解釈が存在する。「二年律令」秩律には、長秋中謁者・長秋謁者は、官秩は六百石と見える。

(3) **注** 顔師古がいう。中人とは奄人(宦官)のことである。

補注 王先謙がいう。百官志四に、後漢は前漢に因つた。

「常に宦官を任用し、職は皇后の命令を宣布することを掌る。およそ皇后の親族に賜与する、および親族が謁見するに当たってはこれを取り次ぐ。皇后が外出すればお供する。丞がある」とある。

考証 『周礼』春官・世婦の鄭玄注に「漢の始めは大長秋・詹事・中少府・太僕もまた士人を任用した」とあるように、士人も用いられた。

二一、典属国

原文

典属国(1)、秦官(2)。掌蠻夷降者(3)。武帝元狩三年、昆邪王降(4)、復増属国(5)、置都尉・丞・候・千人(6)。属官九译令(7)。成帝河平元年、省并大鸿臚。

訓読

典属国は(1)、秦官なり(2)。蛮夷の降者を掌る(3)。武帝元狩三年、昆邪王降るに(4)、復た属国を増し(5)、都尉・丞・候・千人を置く(6)。属官に九译令あり(7)。成帝河平元年、省きて大鸿臚に并す。

現代語訳

典属国は(1)、秦官である(2)。蛮夷の内服した者を掌る(3)。

武帝元狩三年(前一二〇)に、昆邪王が降伏したとき(4)、さらに属国を増やし(5)、都尉・丞・候・千人を置いた(6)。属官に九译令がある(7)。

成帝河平元年（前二八）に、典属国を廢して大鴻臚に統合した。

【注釈】

(1) **【考証】** 属国について、顔師古は「その国号を残して漢朝に属する」という（卷六・武帝紀・元狩二年）。また『史記』卷一一・衛將軍驃騎列伝に「降者を辺疆の五郡の故塞の外に分けて徙し、いづれも河南（オールドス地方）に居らせ、その故俗を残して属国とした」とある。こここの正義には「降伏して来た民を徙して五郡を置いた。各々本国の習俗を残して漢に属させた、それ故に属国と言うのである」とある。

(2) **【考証】** 秦の典属国については、典属邦と称されていたと推定される。「百官公卿表訳注（二） 二〇一一」二、相国・丞相、(2) **【考証】** 参照。また秦の「属邦」については、「秦律十八種」属邦律や「呂不韋戈」・「呂不韋詔事戈」などによってその存在がわかる。「工藤元男 一九九八a」。

(3) **【補注】** 王先謙がいう。典属国の例は、李広伝・蘇武伝・馮奉世伝に見える。

【考証】 「熊谷滋三 一九九七」は、典属国は、「蛮夷降者」つまり内臣となった異民族を管理する官とし、これに對して典客（大鴻臚）は「諸婦義蛮夷」つまり客臣や朝貢国の異民族を管理する官であったとする。

(4) **【注】** 顔師古がいう。昆の音は下門の反。

【考証】 卷六・武帝紀によると、昆邪王の来降は元狩二年（前一二二）のことである。(6) **【補注】** を参照。

(5) **【考証】** 武帝期以前に典属国の官が存在したことは、文帝期に「属国悍」（『史記』卷一〇・孝文本紀・後七年）があるほか、景帝期の「典属国公孫昆邪」（卷五四・李広伝）がある。「工藤元男 一九九八a」。

(6) **【補注】** 周寿昌がいう。卷六・武帝紀、元狩二年（前一二二）「秋、匈奴昆邪王が来降し、五属国を置いてそこに居住させた」とある。百官表上が「三年」とするのは誤りである。五属国は安定・天水・上郡・西河・五原である。卷八・宣帝紀、神爵二年（前六〇）に「金城属国を置いて、降った羌を居住させた」と、五鳳三年（前五五）に「西河・北地属国を置いて、匈奴の降った者を居住させた」とある。一般に属国はいずれも都尉が統治する（以上、『漢書注校補』卷一一）。

王先謙がいう。属国都尉の例は、劉歆伝・匈奴伝・西域伝・叙伝に見える。

【考証】 「施之勉 二〇〇三」は、功臣表の記述などから、昆邪王らの封侯や五属国の設置は元狩三年のことであり、百官表の記述は正しいとする。

(1) **【考証】** にあげた、『史記』卷一一・衛將軍驃騎列伝の正義には、五属国の置かれた郡として「隴西・北地・

上郡・朔方・雲中」をあげる。ただ、異説もあり、「鎌田重雄 一九六二」は、「上郡・朔方・雲中・五原・張掖」とする（第七章・属国都尉）。

○属国都尉は、居延漢簡に「属国都尉千秋・丞充」（6848）や「領河西五郡大將軍張掖属国都尉融」（E.P.F22-70）、「行河西大將軍事涼州牧守張掖属国都尉融」（E.P.F22-825）とある。百官志五に官秩は比二千石とある。

○丞は、先に挙げた居延漢簡の例に、属国都尉丞充とある。また、百官志五には属国都尉の「丞一人」とある。

○候は、『隸釈』九に「広漢属国候李翊碑」がある。ただし、これは後漢の例である。

○千長・百長は、卷九四上・匈奴伝上に「属国千長義渠王の騎士、犁汚王を射殺す」とあり、顔師古は「千長とは千人の長なり」と注する。また、居延漢簡に「第二亭長舒、属国百長・千長に付す」（481=14842）と見える。

「陳直 一九八六」は「千長・百長は簡称であろう、その上には胡名が附されることが多い」とし、『漢印文字徵』第八に見える「張掖属国左盧水（小）長」印と『金石索』金索五・璽印の属に見える「漢盧水仟長」の印から、盧水は胡族の名とする。

(7) **補注** 王先謙がいう。『尚書大伝』に「周の成王の時、越裳氏は九たび重訳し白雉を献ず」とあることにより、九訳と官に命名した。

考証 王先謙が引く『尚書大伝』は、『文選』卷四六・王元長「曲水詩序」の李善注に見られる。

「陳直 一九七九」は、九訳令と大鴻臚の訳官の性質は同じであったから両官は合併されたとするが、成帝河平元年（前二八）に大鴻臚に統合されたのは、典属国全体であり九訳令だけではない。

百官表には見えないが、属官として以下の例があげられる。

○司馬の例は、居延漢簡に「張掖属国司馬」(538)とある。

○倉宰の例は、「羅福頤 一九八七」卷四・新莽官印に「属国倉宰」とある。

二二、水衡都尉

原文

水衡都尉（1）、武帝元鼎二年、初置。掌上林苑（2）、有五丞（3）。属官有上林・均輸・御羞・禁圃・輶濯・鍾官・技巧・六殿・辯銅九官令・丞（4）。又衡官・水司空・都水・農・倉、又甘泉上林・都水七官長・丞皆屬焉（5）。上林有八丞・十二尉（6）、均輸四丞、御羞兩丞、都水三丞、禁圃兩尉、甘泉上林四丞（7）。成帝建始二年、省技巧・六殿官（8）。王莽改水衡都尉曰予虞。初、御羞・上林・衡官及鑄錢皆屬少府（9）。

訓読

水衡都尉は(1)、武帝元鼎二年、初めて置く。上林苑を掌り(2)、五丞有り(3)。属官に上林・均輸・御羞・禁圃・輯濯・鍾官・技巧・六厩・弁銅の九官の令・丞有り(4)。又た衡官・水司空・都水・農・倉、又た甘泉上林・都水の七官の長・丞は皆な焉に属す(5)。上林に八丞・十二尉有り、(6)、均輸に四丞あり、御羞に兩丞あり、都水に三丞あり、禁圃に兩尉あり、甘泉上林に四丞あり(7)。成帝建始二年、技巧・六厩の官を省く(8)。王莽、水衡都尉を改めて予虞と曰う。初め、御羞・上林・衡官及び鑄錢は皆な少府に属す(9)。

現代語訳

水衡都尉は(1)、武帝元鼎二年(前一一五)に、初めて設置した。上林苑を管轄し(2)、五丞がある(3)。属官に上林・均輸・御羞・禁圃・輯濯・鍾官・技巧・六厩・弁銅の九官の令・丞がある(4)。また、衡官・水司空・都水・農・倉、そして甘泉上林・甘泉都水の七官の長・丞は、いずれもこれに属した(5)。上林には八丞・十二尉があり(6)、均輸には四丞があり、御羞には二丞があり、都水には三丞があり、禁圃には二尉があり、甘泉上林には四丞がある(7)。成帝建始二年(前三二)、技巧・六厩の官を廃した(8)。

王莽は水衡都尉を予虞と改称した。

初め、御羞・上林・衡官や鑄錢はいずれも少府に属した(9)。

注釈

(1) 注 応劭がいう。昔は山林の官を衡といった。すべての池苑を掌るので水衡と称するのである。

張晏がいう。都水と上林苑とを掌るので水衡という。すべての官を掌るので都という。卒徒と武備があるので尉というのである。

顔師古がいう。衡は、平という意味であり、その税入を計ることを掌るのである。

考証 「加藤繁 一九五二」は、顔説よりは応・張の説が妥当としつつ、山林池沢の税を掌ることから生じた名称であろうと述べている。

(2) 補注 王先謙がいう。卷二四下・食貨志下に「初め、大農が塩鉄を管轄し、官銭が多かったので、水衡を設置し、塩鉄を掌らせようとした。楊可が告緡制を導入するに及んで、上林苑の財物〔財〕を王先謙本は「貯」に誤る)が多くなり、そこで水衡に上林苑を掌らせた」とある。百官志三に「武帝が水衡都尉を設置した。官秩は比二千石、少府とは別に上林苑の離宮・燕休の場所(宴会・休憩の場所)を掌らせた」とある。

考証 補注に引く食貨志の原文には「官布多」とあるが、『史記』卷三〇・平準書の索隱に「布とは泉布を謂う」

とあり、「官銭」の意味である。

楊可の告緡制とは、脱税者の告発を奨励した制度で、告発者には脱税者から没収した資産の半ばを褒賞として与えた。この制度の開始は、水衡都尉設置の翌年、元鼎三年（前一四）である。加藤繁は、水衡都尉設置の理由を上林苑に関連したさまざまな事務が膨張したため少府から独立させたものと考えた「加藤繁 一九五二」。妥当な考えであると思われるが、設置の当初より水衡都尉が上林苑を管轄に置いていたのであれば、告緡制導入によって上林苑を管轄するようになったとする食貨志の説明とは合わない。

(3) **補注** 王先謙がいう。水衡丞の例は、龔遂伝に見える。

(4) **注** 如淳がいう。御羞は地名であり、藍田にある。その土地は肥沃で多くの御進物を産出し、揚雄伝にはこれを御宿しゅうといっている。『三輔黄圖』は御羞・宜春はいずれも苑の名とする。輯濯は、船官である。鍾官は、銭の鑄造を掌る官である。弁銅は、銅の種類を分別することを掌る。

顔師古がいう。御宿とは、今の長安城南の御宿川であり、藍田にはない。羞と宿との音が近く、あるいは御羞といい、あるいは御宿というのである。羞とは、珍羞（珍しい食）を産出するところであり、宿とは、止宿の意味である。輯の読みは楫と同じで、音は集である。濯の音

は直孝の反。（輯と濯は）いずれも船をすすめる手段だからである。『漢旧儀』に「天子六厩とは、未央・承華・駒駘・騎馬・輅幹・大厩であり、馬はいずれも一万匹」という。百官表によれば、太僕の属官に大厩・未央・輅幹・騎馬・駒駘・承華があるが、水衡には六厩技巧官という。これはつまり技巧の徒で六厩に供する者は、その官は水衡に別属したのである。

補注 劉放がいう。百官表に書かれている水衡都尉の九つの属官で、技巧・六厩はそれぞれ一つの官職であり、後に技巧・六厩は廃された。顔師古がこれを一つの官職としてしまったのは間違いである。おそらく上林苑には上林苑で六厩に令・丞が一人ずついて、これを掌っていたのだろう。後に（天子の）六厩等にそれぞれ別に官があったが、この六厩ではない（以上、官本考証）。

何焯がいう。御羞と禁圃は同じ類のものをならべているのであり、これらは珍羞を産出する地名である。如淳の藍田にあるという説が比較的正しく、顔師古のように御宿川をこれに当てることはできない（以上、『義門読書記』巻一六）。

周寿昌がいう。『三輔黄圖』巻四・苑囿に「御宿苑は長安城南の御宿川の中にある。漢の武帝が離宮の別館を造り、人の立ち入りを禁止して、（自らは）往来游観し、その中で止宿したために御宿という。『三秦記』には「御

宿園」という」とある。顔師古が、羞と宿の音が近いからこれに当てているのは間違っている（以上、『漢書注校補』巻一一）。

王先謙がいう。上林令の例は、張積之伝に見える。百官志三に「上林苑令・丞、各一人」とある。輯濯士の例は、劉屈氂伝に見える。鍾官の例は、食貨志に見える。禁圃は、巻九・元帝紀では禁園に作っている。

〔考証〕 ○上林 「陳直 一九七九」は、『古文苑』に載る楊雄『百官箴』に「上林苑令箴」とあることから、「上林苑令」が正式名称であるとする。百官志三には「上林苑令は一人、官秩は六百石。（略）丞・尉は各一人」とある。また、「孫慰祖 一九九三」には「上林丞印」「上林尉印」が見える。

上林の属吏として、「上林詔獄」が存し、建始元年（前三二）に廃止されたことが、巻一〇・成帝紀に見える。その顔師古注に引かれた『漢旧儀』には「上林詔獄は苑中の禽獸宮館の事を治めることを掌る、水衡に属す」とある。『金石萃編』漢一八に「上林農官」の瓦当がみえるが、巻二四下・食貨志下に「水衡・少府・太僕・大農にそれぞれ農官を置いた」とある。このほか、「陳直 一九七九」は、虎園畜夫（巻五〇・張積之伝）・狗監（巻五六・司馬相如伝）があったとし、さらに上林苑には供府（『漢金文録』巻一「元延乘輿鼎」に見える）・寺工（『小校経

閣金文』巻一一「池陽鐘」に見える）があり、これは郡国の工官に相当するとしている。巻九三・李延年伝には「李延年は法に触れて腐刑に処せられ、狗監中に勤務した」とあり、顔師古は「天子の狗を掌る、その中で事に供した」と注している。

○均輸 『史記』巻三〇・平準書には「すべての郡国に鑄銭を禁じ、上林三官だけに鑄造させた」とあり、その集解に「上林の均輸・鍾官・弁銅令」を指すとす。「陳直 一九七九」は、上林苑内の均輸の事を掌るとする。「西安文物保護修復中心 二〇〇四」は、均輸・鍾官・弁銅の三官が銭の鑄造ならびに原材料の銅の運輸にあたったとする。均輸については「百官公卿表訳注（四）二〇一二」「治粟内史」注（４）〔考証〕を参照。

○御羞 『三輔黄圖』巻四・苑圃に引かれた『三秦記』には「御宿園は栗を出す、十五枚一勝」とある。「陳直 一九七九」は、御羞は御饘の省略であり、帝王のための膳饘の原料を所管したとする。秦封泥に「御羞丞印」の例が見える「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。

○禁圃 「陳直 一九七九」は、『封泥考略』巻一に「禁圃左丞」の封泥があることから、禁圃令には二人の丞がいて百官表とは異なるとする。「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、名前からすると上林苑中で野菜の類を栽培する場所とする。

○輯濯 「陳直 一九七九」は、『陝西通志』卷九八・拾遺一に、宋の政和中同官蒲氏蔵の「輯濯丞印」があるとする。

○鍾官 均輸の項を参照。「加藤繁 一九五二」は、鍾官で「鍾鼎の如き銅器も鑄造したであらう。鍾官の名はそこから起こったのであらう」と推測している。陳直は「鍾官火丞」(『再統封泥考略』卷一)と「鍾官錢丞」(陳直旧蔵、後、西北大学文物陳列室蔵)から、鍾官令には二丞があつたとする。また、鑄錢を行う「上林三官」については、出土した封泥や漢印と錢范から、鍾官・技巧・弁銅の三令・丞であるとし、鍾官は鼓鑄を掌り、技巧は刻范を掌り、弁銅は原料を掌り、その職守上は非常に明らかに分れていたとする「陳直 一九七九」。「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、上林苑内外の山林の鋳物等の税を掌り、一部分は鑄錢のことも管理していたとする。

○技巧 鍾官の項を参照。「加藤繁 一九五二」は、六厩の馬匹が使用する器具を製造していたと考えている。「技巧錢丞」(『再統封泥考略』卷一)や「巧二」の題字をもつ五銖范(『関中秦漢陶録』卷四、西安漢城向家巷出土)の存在から、「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、技巧は范を刻する官であるとする。

○六厩 太僕に六厩が見られる。「百官公卿表訳注

(四) 二〇二二「太僕」注(4) 参照。

○弁銅 均輸・鍾官の項を参照。

(5) 補注 劉敞がいう。都水官は処々の官に見える。百官表

を案ずるに、少府や三輔にはいずれもある。水衡の属官では、先に九官の令・丞を叙述し、後に長・丞を列挙しているところで上林と言っている。推し量るに上林令と上林長が並置していることはない。ということは、甘泉上林長で一つの官職で、甘泉都水で一つの官職である。衡官以下は全部で六官、七と言うのは誤りである(以上、官本考証)。

沈欽韓がいう。漢李翁碑(『隸釈』卷四・武都太守李翁西狹頌)に、郡に衡官掾・衡官有秩がある(以上、『漢書疏証』卷五)。

王先謙がいう。甘泉倉長の例は、張敞伝に見える。

考証 劉敞は六官と読むが、ここは「衡官・水司空・都水・農倉、甘泉上林・都水」と読み、七官が正しい。「陳直 一九七九」は「衡官・水司空・都水農倉・甘泉上林・都水」と読むべきで、七は五の誤り」とする。

○上林衡官 「陳直 一九七九」は、西狹頌・耿勳碑の記載から衡官は武都に在って鑄錢のことを専管していたとする。これは後漢の例である。

○上林水司空 卷四五・伍被伝の注に引かれた晋灼の説には「上林に水司空有り。皆な囚徒を掌る官なり」とする。「司空」については、「百官公卿表訳注(四) 二〇二二」宗正注(4) を参照。その如淳注に、律に「司空は水

及び罪人を主る」とある。

○上林農・上林倉 百官表の本文の「農・倉」は、一般に「農倉」と一つの官職として考えることが多い。劉敞もそのように考えたために「六官」しかないと考えたのである。「曾庸 一九五九」は、『史記』卷三〇・平準書には「水衡・少府・大農・太僕の各々に農官を置く」とあったり、「上林農官」と書かれた瓦当があることから、「農・倉」と二つの官職として解釈すべきだとする。

○甘泉上林・甘泉都水 「加藤繁 一九五二」は、「甘泉上林都水」を甘泉都水と上林都水との二官と解釈した。しかし、卷一六・高惠高后文功臣表には、山都侯王恬啓の曾孫当が元封元年にみだりに甘泉上林に入ったことに坐して免ぜられたことが記されているし、「曾庸 一九五九」には「甘泉上林」と書かれた瓦当があるとする。「陳直 一九七九」は、「甘泉上林宮行鐘」（薛氏鍾鼎欵識）卷二〇、五鳳二年造）や「甘泉上林」瓦当。「甘林」瓦当（『八瓊室金石補正』卷七）をあげる。いずれも甘泉上林が一官の名である証拠となる。

(6) 補注 王先謙がいう。上林尉の例は、張釈之伝に見える。

考証 「陳直 一九七九」は、『漢旧儀』に「上林苑の面積は三百平方里で、令・丞・左尉・右尉が置かれた」とあることは合わないとする。「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、上林には、八丞・一二尉があったが、

それは苑中の禽獸の飼育・宮館の管理および全苑の巡回と警備などを業務とする機構であったろうとする。

(7) 補注 王先謙がいう。百官志三に、後漢は「さらに水衡属官の令・長・丞・尉二十余人を廢した」とあるのは、おそらくこのことであろう。

考証 補注は「省属水衡属官」とするが、百官志三の原文は「省水衡属官」である。

(8) 補注 王先謙がいう。卷一〇・成帝紀に見える。

(9) 補注 王先謙がいう。百官志三に、後漢は水衡都尉を廢し、「その職掌を少府に併せた。立秋の獬廌の日のたびに、臨時に水衡都尉を設置し、事が済むと罷めた」とある。

考証 獬廌は立秋の日に軍事訓練をかねて狩獵をし、獲物を祖先に供えたまつり。本文の「鑄錢」は、具体的には注(4)の考証で指摘した均輸・鍾官・弁銅の三官を指すと考えられる。

二三、内史

原文

内史、周官(1)。秦因之(2)。掌治京師(3)。景帝二年、分置左(右)内史(4)。右内史、武帝太初元年、更名京兆尹(5)。属官有長安市・厨兩令・丞(6)。又都水・鐵官兩長丞(7)。左内史、更名左馮翊(8)。属官有虞穰令・丞。

尉(9)。又有都水・鐵官・雲壘・長安四市四長・丞、皆屬焉(10)。

訓読

内史は周官なり(1)。秦之に因る(2)。京師を治るを掌る(3)。景帝二年、分ちて左・右内史を置く(4)。右内史、武帝太初元年、更めて京兆尹と名づく(5)。属官に長安市・厨の両令・丞有り(6)。又た都水・鐵官の両長・丞あり(7)。左内史、更めて左馮翊と名づく(8)。属官に廩犧令・丞・尉有り(9)。又た都水・鐵官・雲壘・長安四市の四長・丞有り、皆な焉に属す(10)。

現代語訳

内史は周官である(1)。秦はこれに因った(2)。京師を治めることを掌る(3)。景帝二年(前一五五)、分けて左内史・右内史を置いた(4)。

右内史は、武帝太初元年(前一〇四)、京兆尹と改名した(5)。

属官に長安市・長安厨の二令・丞がある(6)。また都水・鐵官の二長・丞がある(7)。

左内史は、左馮翊と改名した(8)。

属官に廩犧令・丞・尉がある(9)。また都水・鐵官・雲壘・長安四市の四長・丞があり、いずれもこれに所属した(10)。

注釈

(1) 考証 「内史は周官である」とは『周礼』春官に内史があるためであろう。その職掌は「王の八つの法を掌り、王の政治を補佐する」とあり、西周金文でも同様に王の側近官的な性格が強く「白川静 一九七三」「張亜初・劉雨 一九八六」、「京師を治める」漢の内史とは異なる。「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、『周礼』内史の鄭玄注に「大宰がすでに王を補佐し、内史は中においてこれを助ける」とあることから、「宮中で政治を補佐できるのは」王に親しい人物であるためであり、そのため秦でも内史に京師を治めさせたのである」と一定の関連を認めている。また「工藤元男 一九九八b」「重近啓樹 一九九九」は、春秋の秦が西周の制度を継受し、後にその職掌が変容したとする。

(2) 考証 秦の内史については、『史記』卷五・秦本紀に内史廖、卷六・秦始皇本紀に内史肆・内史騰が見え、秦封泥にも「内史」がある。ただし、その職掌は首都圏の行政だけでなく、全国的な経済も掌握する巨大な官僚機構であり、戦国末期に治粟内史が分立したとする「工藤元男 一九九八b」「重近啓樹 一九九九」。これに対し、「森谷一樹 二〇〇六」は治粟内史が分立するのは、二年律令以降とする。

(3) 考証 『北堂書鈔』卷五八・設官部一〇に引く『漢官

解詁』に「三輔の職は郡守のようだが、この官だけは朝請を奉じる」とある。「朝請を奉じる」とは、漢代では都にあって朝会に参加することを意味し「藤井律之二〇〇一」、郡守とは政治的地位は大きく異なる。

(4) 〔注〕 顔師古がいう。卷二八・地理志に「武帝建元六年(前一三五)、左・右内史を置いた」という。しかし百官表は「景帝二年(前一五五)に分置した」といっており、表と志で異なる。また、『史記』に拠れば、地理志が誤っていることがわかる。

〔補注〕 錢大昭がいう。百官表上の景帝元年(前一五六)に、「中大夫朝錯、左内史となる」とあり、二年に「左内史朝錯、御史大夫となる」とある。つまり左右を分置したのは、景帝以前のことだと考えられる。卷二八・地理志に「武帝建元六年分置した」というのは、もとより誤りであるが、本表に「景帝二年分置した」というのもまた正しくない(以上、『漢書弁疑』卷九)。

王念孫がいう。この箇所は本来「分置左右内史(左・右内史を分置した)」に作っていたが、現行本では「右」字が脱したと考えられる。後文の「右内史」「左内史」は、いずれもこの句を承けて述べているのである。注に、地理志に武帝のとき左・右内史を置くといっているが、本表には景帝のとき分置するといっており誤っている、と述べていることから、この文が本来は「景帝分置左

右内史(景帝、左右内史を分置する)」であったことは明らかである。『史記正義』論例、及び『北堂書鈔』卷七六・設官部二八、『白孔六帖』卷七六、『太平御覽』卷二五二・職官部五〇に百官表のこの箇所を引用し「左右内史」としている。『前漢紀』卷五・孝惠紀、『通典』卷三三・職官一五もいずれも同様である(以上、『讀書雜誌』卷四之一)。

〔考証〕 顔師古が『史記』に拠れば、地理志が誤っていることがわかる」とした典拠は明らかではないが、おそらく『史記』卷一一・景帝本紀の二年に「南陵を置き、内史所管の祓禊を県とした」という記事をめぐり、『集解』で劉宋の裴駰が「内史を分けて左右にしたこと、および祓禊を県としたのは、いずれも景帝二年のことである」としたことを受けたものであるうか。この記事について、梁玉繩は『史記志疑』卷七で「この記事には欠落がある。本来は左右内史を置き、祓禊を県としたことを述べたものであろう」とする。

〔補注〕に王念孫が「左右内史」と記した例を挙げた中で、『史記正義』論例のみは「左内史・右内史」とする。

漢の内史の変遷については、顔師古が指摘するように百官表と地理志の記述に違いがある。後述の主爵中尉もあわせ地理志の原注の記述をまとめると以下の通りである。

京兆尹…もとは秦の内史であり、高祖元年に塞国に属し、二年には改めて渭南郡とし、九年にはやめ、また内史とした。武帝の建元六年に分けて右内史とし、太初元年に京兆尹と改名した。

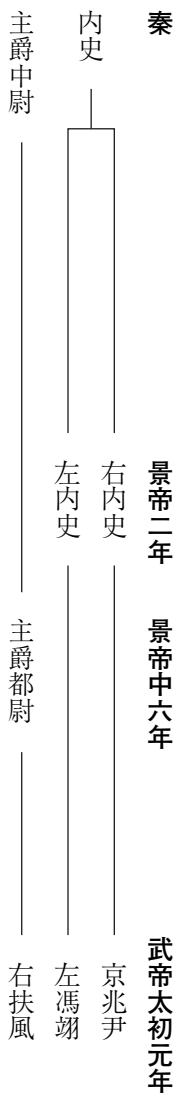
左馮翊…もとは秦の内史であり、高祖元年に塞国に属し、二年には改めて河上郡とし、九年にはやめ、また内史とした。武帝の建元六年に分けて左内史とし、太初元

年に左馮翊と改名した。

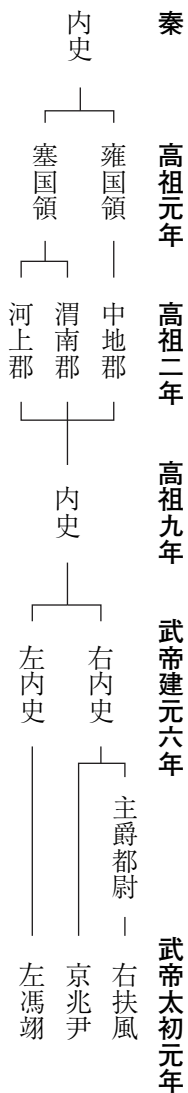
右扶風…もとは秦の内史であり、高祖元年に雍国に属し、二年には改めて中地郡とし、九年にはやめ、また内史とした。武帝の建元六年に分けて右内史とし、太初元年に右扶風と改名した。

百官表と地理志に記述された三輔の変遷を「大櫛敦弘 一九九二」に従いまとめると以下のとおりとなる。

・百官表



・地理志



この二説の大きな相違点は、①右扶風が秦代の内史から分かれたものか、主爵中尉という別系統の官からきたものか、②左右内史分置の時期が景帝期か武帝期かという点である。特に分置の年代については議論されてきたところであるが、大勢として景帝期の分置を是とする。主爵中尉については後述する。

(5) 〔注〕張晏がいう。土地の並外れて高いことを京という。『春秋左氏伝』莊公二十二年に「これより京なる（たかい）ものはない」とある。十億を兆という。尹とは、正のことである。

顔師古がいう。京とは、大ということである。兆とは、衆数である。意味は大衆の所在をいう。そのため京兆というのである。

(6) 〔補注〕王先謙がいう。長安の東・西市令の例は、食貨志に見える。東市令の例は、貨殖伝に見える。長安厨の例は、霍光伝・郊祀志に見える。

〔考証〕長安市について、『三輔黄図』卷二・長安九市に「『廟記』に、長安に市は九ある。それぞれ二六六歩四方で六市は道西に、三市は道東にある。すべて四つの里で一市とする」とある。具体的な場所については横門大街の東西両側とする王仲殊の説がある〔王仲殊 一九八四〕。

長安厨の職掌について、卷二五下・郊祀志下に成帝期の匡衡・張譚の上奏に「長安の厨官・県官が費用を出し

て祠り、郡国の神に仕える方士・使者の祠るところは、あわせて六八三箇所です。そのうち二〇八箇所は礼にかなっており、疑わしくても明文が無ければ、もとのまま祭祀を奉じるべきです」とあり、祭祀に関わっていたことがわかる。その官衙は長安城の北東部にあり、城門名の由来となっていた。『三輔黄図』卷一・都城十二門に「長安城北城壁の第二門は厨城門という。長安厨が門内にあ

(7) 〔補注〕王先謙がいう。鉄官が鄭県にあったことは、卷二八・地理志に見える。

〔考証〕鄭県は現在の陝西省華県である。

(8) 〔注〕張晏がいう。馮は、輔（たすけるといふ意味）である。翊は、佐（たすけるといふ意味）である。

(9) 〔注〕顔師古がいう。廩とは、穀物を貯蔵することである。糴とは、糴（いけにえ）を養うことを掌ることである。いづれも祭祀に供えるためである。

〔補注〕王先謙がいう。廩糴の例は、韓延寿伝・谷永伝に見える。百官志三には、「廩糴令は、官秩は六百石、祭祀の犠牲や雁（かり）鶩（あひる）の属を掌る」とあり〔『漢官』には「丞一人、官秩は三百石」という〕、「後漢では、いづれも河南尹に所属した」とある。

〔考証〕卷七六・韓延寿伝に「蕭望之が左馮翊の時、廩糴の官錢百余万を浪費したことを調べさせた」とあり、相

当な額を取り扱っていたことが窺える。

(10) **補注** 王先謙がいう。市長の例は、司馬遷伝に見える。左馮翊都水の例は、馮參伝に見える。鉄官が夏陽にあることは、卷二八・地理志に見える。

考証 夏陽は現在の陝西省韓城の南にあたる。

二四、主爵中尉

原文

主爵中尉、秦官(1)。掌列侯。景帝中六年、更名都尉(2)。武帝太初元年、更名右扶風(3)、治内史右地(4)。屬官有掌畜令・丞(5)。又有都水・鐵官・廐・靡厨四長・丞皆屬焉(6)。與左馮翊・京兆尹是爲三輔(7)。皆有兩丞(8)。列侯更屬大鴻臚。元鼎四年更置二輔都尉(9)。都尉丞各一人。自太子太傅至右扶風、皆秩二千石、丞六百石(10)。

訓詁

主爵中尉は、秦官なり(1)。列侯を掌る。景帝中六年、更めて都尉と名づく(2)。武帝太初元年、更めて右扶風と名づけ(3)、内史の右地を治む(4)。屬官に掌畜令・丞有り(5)。又た都水・鐵官・廐・靡厨の四長・丞有り、皆な焉に属す(6)。左馮翊・京兆尹と与に是を三輔と為す(7)。皆な兩丞有り(8)。列侯は更めて大鴻臚に属せしむ。元鼎

四年更めて二輔都尉を置く(9)。都尉の丞は各一人。

太子太傅より右扶風に至るまで、皆な秩は二千石、丞は六百石(10)。

現代語訳

主爵中尉は、秦官である(1)。列侯を掌る。景帝中六年(前一〇四)、一四四)、都尉と改名した(2)。武帝太初元年(前一〇四)、右扶風と改名し(3)、内史所轄のうち右側(西側)にあたる土地を治めた(4)。

屬官に掌畜令・丞がある(5)。また都水・鐵官・廐・靡厨の四長・丞があり、いずれもこれに所属した(6)。

左馮翊・京兆尹とともに三輔とした(7)。いずれも二丞がある(8)。列侯は(主爵都尉より)あらためて大鴻臚に所属させた。元鼎四年(前一一三)、あらためて二輔都尉を置いた(9)。都尉の丞は各々一人である。

太子太傅より右扶風まで、いずれも官秩は二千石、丞は六百石である(10)。

注釈

(1) **考証** 主爵中尉は秦官とあるが、典籍史料、出土文字資料のいずれからも確認できない。

(2) **補注** 錢大昭がいう。百官表下には、景帝中五年(前一四三)の時点で、すでに「主爵都尉不疑」とある(以上、

『漢書弁疑』卷九。

【考証】 錢大昭の説は『漢書弁疑』では「案公卿表景帝中五年已有主爵中尉不疑」とあるが、王先謙は引用にあたり「已」字を「尚」字に誤っており、訳は原文にしたがった。また、錢大昭は「主爵中尉不疑」とするが、百官表下では「主爵都尉不疑」である。「都尉」でなければ本文に対して錢氏が疑義を呈したことはないため、ここでは「都尉」とした。

(3) **【注】** 張晏がいう。扶とは、助のこと。風とは、化のことである。

(4) **【考証】** 本来の列侯の管理という職制がなぜこのように大きく変化したかということは不明である。「崔在容一九八五」は首都に居住した列侯を管理していたため職掌が移行したと考える。

(5) **【注】** 如淳がいう。卷七六・尹翁歸伝に「豪強が罪を判決されると、掌畜官におくり、莖(きりわら)をきらせた」という。卷六五・東方朔伝に「益を右扶風とする」とある。牧場の所在地である。

【補注】 王先謙がいう。掌畜官の例は、谷永伝に見える。

【考証】 東方朔伝の「益を右扶風とする」とあるのは、東方朔が武帝に天下の賢士を得、公卿にその人を得ていることを例えて述べたもので、丞相に周公旦・召公奭、御史大夫に孔子などとなっている。「益」とは人名で、同

伝の注に引く応劭の説では「舜の山沢を掌る官となっており、諸苑が多く右扶風にあったことから右扶風に擬せられたのであろう」とある。益のことは『尚書』堯典に見える。

(6) **【注】** 如淳がいう。五時が靡に在るために厨があるのである。

【補注】 劉攽がいう。原文の「有都水」の「有」はまさに「右」とするべきである。先に内史の項で「左都水」のことを述べ、ここで「右都水」を述べるのである。

王先謙がいう。領護三輔都水の例は、劉向伝・息夫窮伝に見える。鉄官が雍と漆の二県にあることは、卷二四・地理志に見える。

【考証】 五時および靡については、「百官公卿表訳注(二)二〇一一」七、奉常・太常の(7)の**【注】**および**【考証】**参照。雍は現在の陝西省鳳翔県、漆は彬県である。

(7) **【注】** 服虔がいう。いずれも治所は長安城内にある。

顔師古がいう。『三輔黄圖』に「京兆は尚冠前街を東に入った所にあり、もとの中尉府である。馮翊は太上皇廟を西に入った所にある。右扶風は夕陰街を北に入った所にあり、もとの主爵府である。長安以東は京兆であり、長陵以北は左馮翊であり、渭城以西は右扶風である」という。

【考証】 顔師古の引用する『三輔黄圖』の文は、今本に見

えない。佚文であろう。

(8) 補注 王先謙がいう。内史丞の例は、芸文志に見える。右扶風丞の例は、路温舒伝に見える。

(9) 補注 錢大昭がいう。「二」は「三」に作るべきである。卷二四・地理志に、「左馮翊。高陵に左輔都尉の治所がある」、「右扶風。郿に右輔都尉の治所がある」とあり、京輔都尉の治所のことを言わないのは欠文である。卷三七・田叔伝に「少子仁、拜せられて京輔都尉となる」とある(以上、『漢書弁疑』卷九)。

王先謙がいう。官本は「二」を「三」に作る。京輔都尉の例は、霍光伝・蕭由伝・田叔伝・王尊伝・趙広漢伝に見える。京輔都尉のことは先の中尉の条に見えており、欠文ではなく、錢大昭の説は誤っているであろう。左・右輔の例は、食貨志に見える。左輔都尉の例は、蕭由伝に見える。右輔都尉の例は、王訢伝・翟義伝・酷吏伝に見える。

(10) 補注 王先謙がいう。百官志四に、「太子太傅、官秩は中二千石」とある。

〔参考文献〕

安作璋・熊鉄基 一九八四 『秦漢官制史稿』、齊魯書社

王輝・程学華 一九九九 『秦文字集証』、藝文印書館

王仲殊 一九八四 『漢代考古学概説』、中華書局

大櫛敦弘 一九九二 「漢代三輔制度の研究」池田温編『中国礼法と日本律令制』、東方書店

片岡一忠 二〇〇八 『中国官印制度研究』、東方書店

加藤繁 一九五二 「漢代に於ける国家財政と帝室財政との

區別並に帝室財政一斑」、『支那經濟史考證』上、東洋文庫

鎌田重雄 一九六二 『秦漢政治制度の研究』第七章属国都

尉、學術振興会

西安文物保護修復中心 二〇〇四 『漢鍾官鑄錢遺址』、科学出版社

工藤元男 一九九八 a 「秦の領土拡大と國際秩序の形成」、『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』、創文社

工藤元男 一九九八 b 「内史の再編と内史・治粟内史の成立」、『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』、創文社

熊谷滋三 一九九六 「前漢における属国制の形成―「五属国」の問題を中心として―」、『史観』一三四

熊谷滋三 一九九七 「前漢における「蛮夷降者」と「帰義蛮夷」」、『東洋文化研究所紀要(東京大学)』134卷

邢義田 一九八七 「從『如故事』和『便宜從事』看漢代行政中的經常与權變」、『秦漢史論稿』、東大図書公司。(のち、邢義田、『治国安邦―法制、行政与軍事―』、中華書局、二〇一一年。)

崔在容 一九八五 「西漢三輔の成立と二機能」、『慶北史学』

第八輯

重近啓樹 一九九九 「秦の内史をめぐる諸問題」『秦漢稅役体系の研究』、汲古書院

周曉陸・路東之 二〇〇〇 『秦封泥集』、三秦出版社

白川靜 一九七三 「作冊考」『甲骨金文学論集』、朋友書店

施之勉 二〇〇三 『漢書集釈』、三民書局

西安文物保護修復中心 二〇〇四 『漢鍾官鑄錢遺址』 科学出版社

版社

曾庸 一九五九 「西漢宮殿・官署的瓦当」、『考古』

一九五九—一二

孫慰祖 一九九三 『兩漢官印匯考』、大業公司・上海書畫出版社

版社連合出版

張亞初・劉雨 一九八六 『西周金文官制研究』 中華書局

陳直 一九七九 『漢書新証』(第二版)、天津人民出版社

陳直 一九八六 『居延漢簡研究』、天津古籍出版社

仁井田陞 一九三三 『唐令拾遺』、東方文化學院東京研究所

浜口重国 一九七一 「漢代の将作大匠と其の役徒」『秦漢隋唐史の研究』上卷、東京大学出版会、第2刷

百官公卿表訳注(一) 二〇一〇 『漢書』百官公卿表訳

注稿(一) 『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)

十二号

百官公卿表訳注(二) 二〇一〇 『漢書』百官公卿表訳

注稿(二) 『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)

十三号

十三号

百官公卿表訳注(三) 二〇一〇 『漢書』百官公卿表訳

注稿(三) 『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)

十四号

百官公卿表訳注(四) 二〇一〇 『漢書』百官公卿表訳

注稿(四) 『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)

十五号

藤井律之 二〇〇一 「特進の起源と変遷―列侯から光祿大夫

へ―」『東洋史研究』第五九卷第四号

森谷一樹 二〇〇六 「二年律令」にみえる内史について、

富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究論

考篇』

葉其峰 一九九七 『古璽印与古璽印鑑定』、文物出版社

羅福頤 一九八七 『秦漢南北朝官印徵存』、文物出版社

